

新潟県条例第22号

新潟県理容師法施行条例及び新潟県美容師法施行条例の一部を改正する条例
 (新潟県理容師法施行条例の一部改正)

第1条 新潟県理容師法施行条例（平成11年新潟県条例第54号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(理容所の衛生措置) 第3条 法第12条第4号に規定する衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 (1) 理容所は、外部及び住居等理容所以外の施設 <u>(当該理容所と同一の場所で開設する美容所を 除く。)</u> と隔壁等により区画すること。 (2)～(10) (略) 2 (略)	(理容所の衛生措置) 第3条 法第12条第4号に規定する衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 (1) 理容所は、外部及び住居等理容所以外の施設 と隔壁等により区画すること。 (2)～(10) (略) 2 (略)

(新潟県美容師法施行条例の一部改正)

第2条 新潟県美容師法施行条例（平成11年新潟県条例第57号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(美容所の衛生措置) 第3条 法第13条第4号に規定する衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 (1) 美容所は、外部及び住居等美容所以外の施設 <u>(当該美容所と同一の場所で開設する理容所を 除く。)</u> と隔壁等により区画すること。 (2)～(10) (略) 2 (略)	(美容所の衛生措置) 第3条 法第13条第4号に規定する衛生上必要な措置は、次のとおりとする。 (1) 美容所は、外部及び住居等美容所以外の施設 と隔壁等により区画すること。 (2)～(10) (略) 2 (略)

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。